

遊具修繕業務仕様書

1 業務概要

- 業務名 : 公園内遊具修繕業務委託（その2）
- 履行場所 : 奈良市内一円（別紙遊具施設修繕リスト参照）
- 履行期間 : 契約締結日から令和5年12月28日まで

2 業務目的

- 奈良市が所管する公園等に設置されている遊具施設の定期点検においてハザード（危険部位）および劣化が発見され、既存遊具施設を修繕することによりハザードの除去および劣化箇所の修繕を行い、利用者が安全かつ安心して利用できるよう事故の発生を未然に防止することを目的とする。

3 修繕方法及び使用材料

- （一社）日本公園施設業協会の『遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4』に準拠しハザード除去および劣化箇所の修繕を行うこと。
- 溶接作業は労働安全衛生法に基づくアーク溶接作業者の資格を保有する者が行うこと。
- 修繕部位においては鋭利なバリ、スパッタ等が無いよう滑らかな仕上げを行うこと。
- 修繕部位の表面処理（塗装）は下記の仕様とする。
 - 1) 錆止め塗装 2液エポキシ系塗料
 - 2) 上塗り塗装 2液ウレタン系塗料
- 使用する鋼材は厚さ $t=2.3\text{mm}$ 以上とする。
- 使用するチェーンはステンレス製の線径 7mm 以上とする。
- 使用するゴムチップ材料は東洋ゴムチップ社製カラーチップ 3010 番と同等以上とする。

4 修繕後の判定

- 主任技術者は遊具施設ごとに修繕前と修繕後のハザードレベル総括判定および劣化箇所総括判定を行うこと。
- ハザードレベル総括判定を行なうには（一社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」もしくは「公園施設点検管理士」が行う

こと。

5 提出書類

(1) 業務着手前

- 業務に先立ち、次のものを提出すること。
 - ・ 業務着手届
 - ・ 工程表
 - ・ 主任技術者届（認定証等の写しおよび受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保険証等の写し）を添付すること）
 - ・ 請負業務賠償責任保険証券写し

(2) 業務完了後

- 業務完了後、次のものを提出すること。
 - ・ 業務完了届
 - ・ 修繕前、各工程、修繕後の写真帳（遊具施設ごと）
 - ・ ハザードレベル総括判定一覧表

6 補償等

- この業務は、請負業務賠償責任保険保証付きとする。
受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに監督職員に提出しなければならない。
保険限度額
 - ・ 人身事故1事故につき、最高限度額5億円
 - ・ 人身事故1名につき、最高限度額3億円
 - ・ 財物事故1事故につき、最高限度額5千万円なお、保険対象期間は業務完了後1年間とする

7 その他

- 本業務に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上で決定するものとする。
- 本仕様書に定めがない事項については、国土交通省の『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（第2版）』や（一社）日本公園施設業協会の『遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4』を準用すること。